

総行行第93号  
国土入企第55号  
令和2年3月31日

各都道府県担当部局長 殿  
（市区町村担当課、財政担当課、契約担当課扱い）  
各都道府県議会事務局長 殿  
（議会事務局扱い）  
各指定都市担当部局長 殿  
（財政担当課、契約担当課扱い）  
各指定都市議会事務局長 殿  
（議会事務局扱い）

総務省自治行政局行政課長

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

社会資本総合整備計画に係る交付金事業における  
施工時期の平準化に資するための債務負担行為等の活用について

施工時期の平準化については、従来より「公共工事の円滑な施工確保について」（平成31年2月8日付け総行行第26号・国土入企第45号）等により取組を要請してきたところですが、令和元年6月に改正された公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）において、公共工事の発注者に対し施工時期の平準化を図るための措置を講ずべきことが努力義務化されたことから、各地方公共団体において、施工時期の平準化の取組をより一層加速することが重要です。

施工時期の平準化の推進に当たっては、柔軟な工期設定や速やかな繰越とともに、債務負担行為の適切な設定が重要であることから、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和元年10月18日閣議決定）において、これらの取組の推進について明記されるとともに、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和元年10月21日付け総行行第215

号・国土入企第26号)において、各地方公共団体に対し、工期が1年未満の工事をはじめ、債務負担行為の適切な設定についても積極的な取組を要請したところであります。

つきましては、社会資本総合整備計画に係る交付金事業(以下「交付金事業」という。)について、下記の制度を活用することを通じて、債務負担行為の活用による一層の施工時期の平準化の推進に取り組んでいただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村(政令指定都市を除く。以下同じ。)における施工時期の平準化の取組が図られるよう、貴都道府県内の市区町村の長及び議会の議長に対して、本要請の周知をお願いします。

なお、貴団体の社会資本整備総合交付金担当部局に対しては別途、国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室から本要請の周知がなされることとしていますのでご承知おきください。

## 記

### 1. 交付金事業における債務負担行為の活用

交付金事業に関しては、「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」(平成28年2月17日付け総行第41号・国土入企第17号)記1.で通知したとおり、地方公共団体において過年度に設定した債務負担行為の後年度支出分に対し、配分された予算の範囲内で社会資本整備総合交付金等を充てることができることとされ、また、契約初年度に支出を要さない債務負担行為(いわゆる「ゼロ債務負担行為」)を設定して事業を実施することもできるとされているので、交付金事業においても債務負担行為を活用し、施工時期の平準化を計画的に推進すること。

### 2. 一括設計審査や早期着手交付申請の活用

社会資本整備総合交付金等を充てて施行しようとする要素事業については、

- ・ 「社会資本整備総合交付金交付申請等要領」(平成23年3月11日付け国官会第2379号国土交通事務次官通知)第2章第7に記載のとおり、施行上設計を分割することが困難なもの等で工事を一括して施行する必要がある、かつ、当該工事の施行年度が2カ年度以上にわたる工事を施行する場合には、初年度にまとめて地方整備局長等の設計審査を受けることができること
- ・ 社会資本整備総合交付金等の交付決定に当たって、一括設計審査の承認を受けている前年度からの継続事業や適正工期の確保のため早期着手が必要な事業であるなど、真にやむを得ない理由がある場合には、社会資本整備総合交付金等の交付決定日にかかわらず、その効力を4月1日から生じさせるものとして取り扱うことができること(早期着手交付申請)

とされており、これらは、交付金事業の早期執行等のみならず、施工時期の平準化の取組の推進にも資するものであることから、施工時期の平準化を計画的に推進する観点からも一層の活用を図ること。

その際、別添のとおり、初年度の交付申請時に一括設計審査の承認を受けて交付決定される事業について、地方公共団体による債務負担行為を設定して事業の契約を行い、その後年度支出分について翌年度に早期着手交付申請を活用することにより、切れ目のない事業執行のみならず、施工時期の平準化にも資するものであるので、効果的な活用に留意されたい。